

## 年金ひろば

### 年金との対話



一般の国民にとって年金が老後を支え得るものとして認識されたのは、昭和四十八年の改正以降のことである。それなのにもう見直し論が盛んになっている。

このままの仕組みで年金を出して行くと、年金を負担しりすぎる。一方受給者は、過大な年金をもらうことになる。

だからその間の調整をしなければ制度そのものが維持でき

ないというわけである。

それだけの論議であれば、冷静にことを処理して行けば先行きそんなに悲観したものではない。だが、この論議の合い間にいろいろな論がはさまってきた。なかには今にも年金制度が崩壊するかのようなことをいう人が出てきた。

また生命保険会社やその他の金融機関が個人年金を売り出し、そのとき特に国民年金が標的にされた感じがある。

いまあなたが国民年金に入つて保険料を払つていても、いざ年を取つたらもらえるかどうかわからない、といわんばかりの口調で勧説された向

心掛けて財産を成し、老後は

それで暮らす、というのは最も望ましいことです。すべての人にそれを望むことはできない。まして物価の変動があれば財産の価値は減る。いずれは何らかの形でお年寄りを扶養しなくてはならない。

それならみんなお金を持ち寄つて、最低限度の老後生活を支えるほうがよくはないか。一人一人のお年寄りの身の上によって、老後の生活水準がバラバラなのはよくない。年金という形の扶養のほうがないと思う。年金は長い間のもの。国民の合意をとり入れながら一歩一歩前進すればよい。

住民の皆さんも自分のこととして受止め、これから老後をお考え下さい。

### 年金の支払い

#### 支払い方法について

一方では、これ以上の保険料の負担はご免と思う。それなのに将来はもっとふえるといわれるようだ。

一方では、これまでの保険料の負担はご免と思う。それから抜け出したいなどといふ人が出てくる。これは国民年金の加入者に限ったことではない。

いつそのこと國がやっていい年金制度をやめてしまったらどうだろう。当面は若い人たちの負担はなくなる。助かったと思うだろうが、本当にそうなるだろうか。

お年寄り自身が若い時から

支払月に年金の「支払通知書」が送付されます。

この場合、支払通知書に記載してある支払開始日から年



金を受け取れますので、支払通知書、年金証書および印鑑を持参のうえ年金の支払いを受けて下さい。また、郵便局でも銀行等の金融機関と同じように年金を受け取る方法として「振込預入の制度」があります。



#### 年金の支払い方法

##### (1) 金融機関の場合

銀行等の金融機関で年金の支払いを希望する方には、各年金の定期支払月に年金の、「振込通知書」が送付されます。

振込通知書には、銀行等の

金融機関に年金を振り込んだ旨のお知らせと、その金額が記入されており、年金が振り込まれた後は、いつでも普通

の預金の引出しと同じように

年金の支払いを受けることができます。

◇厚生年金

定期支払月の十一日(振替

日(国民年金については六日)

(2) 郵便局の場合

定期支払月の十四日(振替

預入の方は定期支払月の九日)

預入の方は定期支払月の九日)

年金の支払いをどこで受けるかは、年金の裁定請求の際に一番便利なところを選んで下さい。

裁判請求は市役所年金係で、支払いは社会保険庁で行つて下さい。